

鳥羽市全員協議会会議録

令和元年7月30日

○出席議員（14名）

1番	南川則之	2番	濱口正久
3番	瀬崎伸一	4番	片岡直博
5番	奥村敦	6番	河村孝
7番	山本哲也	8番	中世古泉
9番	木下順一	10番	戸上健
11番	浜口一利	12番	坂倉広子
13番	坂倉紀男	14番	世古安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

- ・小竹教育長
- ・勢力税務課長、平山市民税係長
- ・中井健康福祉課長、岡本副参事、河原室長
- ・世古定期船課長
- ・山本教委総務課長、寺本補佐、永野係長、岩本学校教育課長、武中補佐、岩井生涯学習課長、田畑補佐、豊田係長、

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	清水敏也	次長兼 議事総務係長	木田崇
書記	中山真緒		

(午前 9時56分 再開)

○木下順一議長 皆さん、おはようございます。

少し時間前ですけれども、ただいまから全員協議会を再開します。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

議事に入る前に、議事進行に係ることについて、事務局長から説明させます。

事務局長。

○清水事務局長 おはようございます。

それでは、協議事項、執行部からの報告事項でございます。

①から④の4件につきましてですが、この4件に関係する議案は、9月4日に上程の予定がされております。そして、即日表決をいただきたいということで、本日お願いするというものでございます。このため、本日は全員協議会でありますので、説明を聞くだけにとどめていただき、ご質問やご意見は9月の質疑や委員会でお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○木下順一議長 事務局長の説明は終わりました。

それでは、議事に入ります。

協議事項1、執行部からの報告事項についてであります。

そのうち、①幼児教育・保育の無償化についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課長の中井でございます。

本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私どもからは、幼児教育・保育の無償化につきまして、国が示す方向性とそれに伴う法改正及びその内容を説明させていただきます。

ご承知いただけるとは思いますが、この改正に伴う本市の条例改正及び補正予算につきましては、次の市議会に上程する予定でございますので、議案の事前審査に当たることから、本日はその内容や方向性、予算等の数字は説明に入れておりません。ご了承とご理解をお願いいたします。

では、担当副参事から説明をいたします。

○木下順一議長 岡本副参事。

○岡本副参事 子育て支援担当の岡本です。よろしくお願ひいたします。

では、本年10月1日から始まります幼児教育・保育の無償化につきまして、事前にお配りさせていただきました資料に基づいてご説明させていただきます。

資料といたしましては、2種類になっていまして、資料1は制度改正の内容、資料2は市内保育所と幼稚園に在籍する児童数をお示しさせていただいております。

では、資料1の幼児教育・保育の無償化についてです。

まず、1ページの1、経緯でございますけれども、平成29年12月8日に閣議決定された新しい経済政策

パッケージで掲げられておりました、本年5月17日に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律のほか、関係政省令が整備されましたので、取り組みに向けて動きが加速化しております。

次に、2の幼児教育・保育の無償化の目的でございますけれども、まず一つ目は、生涯に渡る人格形成の基礎を培う幼児教育の保障、もう一つは、子育て世代の経済的負担の軽減を図ることとされております。この目的の達成を目指して、点線で囲まれた法令等の整備がされております。

次に、3番の主な改正内容につきましては、整備された法令に沿ってご説明のほうをさせていただきます。

(1)の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律では、基本理念に子供の保護者の経済的負担の軽減について、適切に配慮されたものというのを基本理念に追加されまして、利用者負担額の無償化を政令に委ねる形となっております。

また、今回の制度改正の大きなポイントであります子育てのための施設等利用給付が創設されております。特に認可保育園・保育所に入所できない児童の家庭における経済的負担の軽減を図るものでありまして、対象施設と支給要件は、2ページ上段の枠内にお示しさせていただきました。

2ページをお願いします。

本市の場合、認可外保育施設と預かり保育事業等を利用される方が予想されることから、しっかりとした準備がここの部分で必要になるのかなと考えております。

2ページの②の費用負担でありますけれども、今回の子育てのための施設等利用給付に係る費用に関しましては、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1の負担をするというふうにされておりますけれども、令和元年度に限り、全て国が負担するというふうにされております。

③のその他では、市町村が適切な給付を行うために、認可外保育施設等の届け出があれば、施設の確認をするなどの規定が設けられております。

次に、中段にあります(2)子ども・子育て支援法施行令の一部改正ですけれども、まず、①子供のための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化です。これが、今回の制度改正の最大のポイントかなというふうに考えております。

対象といたしましては、満3歳以上の教育・保育給付認定子供に係る教育・保育給付保護者で、もう一つが、満3歳未満の保育認定子供に係る市町村民税世帯の非課税である教育・保育認定保護者で、それで、その二つを利用者負担額上限額をゼロとされております。

続きまして、②の施設等利用給付の支給上限月額でありますけれども、先ほどご説明させていただきました今回の制度改正のポイントの一つであります子育てのための施設等利用給付のところで、2ページ上段の枠内の(ア)対象施設から抜粋して、費用の取り扱いを示させていただいております。

まず、認可外保育施設等ですけれども、保育の必要性が認められて利用した場合、ここでちょっとおわびがあるんですけれども、3歳から5歳までは月額3万7,000円というふうになっています。ごめんなさい、資料のほうは3.7千円となっておりますけれども、これ、ごめんなさい、万円の修正をよろしく願いいたします。ゼロ歳から2歳までは月額4万2,000円までの利用料が無償となると示されております。

次に、幼稚園の預かり保育ですけれども、保育の必要性が認められて利用した場合、幼稚園の利用料の無償化に加え、利用実態に応じて預かり保育料が月額1万1,300万円までが無償となるとされております。

次に、就学前の障がい児の発達支援ですけれども、障がい児通所施設を利用する場合、利用料のほか、幼稚園・保育所などとあわせて利用する場合も、両方が無償となるとされています。

すみません、次、3ページ、よろしく願いいたします。

3ページ上段の(3)子ども・子育て支援法施行規則の一部改正ということで、①の施設等利用給付認定などに係る手続のほか、②施設等利用費の対象とならない費目が規定されております。

次に、(4)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正です。

ここでは、食事の提供に要する費用の取り扱いが規定されております。今回の制度改正では、3歳から5歳までの教育・保育認定に係る利用者負担額の無償化によって、保育料は無償となります。ただ、食事の提供に要する費用の取り扱いといたしましては、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、それと、授業料が無償化されている義務教育の学校給食なども一応自己負担をされているという現状を踏まえ、主食費、これは御飯とかパン代とかですけれども、それと副食費、おかず、おやつですけれども、ともに保護者の方から徴収が可能な費目として規定されております。ただ、給食費の徴収免除対象者の要件としても規定をされていまして、年収360万円未満相当世帯の子供さんの世帯、それと、所得階層にかかわらず、第3子以降の子供さんの分についても免除対象となるというふうに規定をされております。

最後になりますけれども、4番の今後のスケジュールです。

今回の制度改正を受け、8月には関連条例の改正案、補正予算案の作成と提出、9月には議会での承認をいただいた後、対象児童保護者への通知、対象施設等への事務説明などの事務執行を経て、10月1日からの無償化をスタートさせたいと考えております。

以上、幼児教育・保育の無償化に係る説明とさせていただきます。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件は終了いたします。

説明員を入れかえます。議員の皆様はこのままお待ちください。

続きまして、②海の博物館の展示改修についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

教育長。

○小竹教育長 では、引き続きよろしく願いいたします。

海の博物館の展示改修にということで、お話しさせていただきたいと思います。

海の博物館のほうも、市立化いたしましたしてから2年近くたってきておりますが、市挙げての支援をいただきまして、徐々に市民の博物館としての位置づけも定着してきたかなというふうに思っております。

このたび日本遺産のほうの認定ということで、新たな予算を盛らせていただくことになろうかと思っておりますので、担当課長のほうからその辺の説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○木下順一議長 生涯学習課長。

○岩井生涯学習課長 生涯学習課の岩井です。よろしく願いいたします。

海の博物館の展示改修につきまして、ご説明させていただきます。

本来、きょう全員協議会でご説明というのは、9月議会を予定されている開会の日に、できましたら議決を

いただきたいということで、事前に概要だけ説明させていただきたいと思って、時間をとらせていただきました。

昨年度から、文化庁に対して鳥羽市、志摩市、鳥羽磯部漁協等で組織しました海女振興協議会において申請しました「海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち」と題したストーリーが、本年度の日本遺産に認定されました。

日本遺産は、平成27年に創設されました制度で、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを、日本遺産として文化庁が認定していただけたものです。認定を受けますと、文化庁より日本遺産魅力発信推進事業などの補助金の支援を受けることができます。現在83件が認定されており、2020年までに100件程度の認定をするという聞いております。県内では明和町の「祈る皇女斎王のみやこ斎宮」や、伊賀市の「忍びの里 伊賀・甲賀」に続く3件目の認定となりました。

日本遺産は文化庁が認定するものであり、ユネスコが認定する世界文化遺産とは異なるものです。認定されましたストーリーには、海女ならではの風習や信仰といったものだけではなく、地域に受け継がれている有形・無形のあらゆる文化財をパッケージ化して、構成文化財と位置づけ、これからの観光面で活用を図っていくものとなっております。

3ページをごらんください。

今後の動きについてとありますが、日本遺産のストーリーとそれに関連する構成文化財をPRし、インバウンドを含めた観光客の誘客に取り組む事業について、文化庁から支援を受けることができますとなっております。

事業主体は、海女振興協議会です。国の補助金は、自治体を通るのではなく、事業主体である海女振興協議会に直接入ることとなります。

日本遺産の認定をいただいて、補助事業が2種類あります。

(1)の日本遺産魅力発信推進事業と、(2)の観光拠点整備事業というのが二つあります。

(1)のほうは100%補助で、(2)のほうは60%補助となっております。

今回9月の補正予算で申請させていただくのは、(2)の観光拠点整備事業におきまして、日本遺産「海女」を紹介するための海の博物館の海女の展示の改修を行う予定であります。補助率60%が海女振興協議会に入りますので、あとの40%を、海女振興協議会には自主財源等がありませんので、40%は鳥羽市から負担金として海女振興協議会に支出したく、今度9月補正で計上を考えておるところです。

あと、春ごろにこの日本遺産の関係で、4,000万円を100%補助でいただけるという話がございましたが、補助対象の要綱が変わって、鳥羽市・志摩市がフランスのPR等を予定しておったところなんですが、補助対象外となりましたので、その辺はご承知おきいただきたいと思います。

改修工事につきましては、9月の議会のときに、内容等は詳細についてお話しさせていただければと思いますので、主にA館のほうに海女に関する展示等を、映像等を配置して、入館者がすぐ海女のこと触れられるような形の改修を行いたいと考えています。

今回なぜ9月の議会の開会日に議決をいただきたいかというのは、海の博物館、工期が昨年の実施設計を去年の予算でもう設計がしてありますので、工期が6カ月かかるという話が出ていますので、9月上旬に議決を

いただいて、ちょうど3月にかかってしまいますので、遅くなると春休みにひっかかりますので、海の博物館の入館を少しでも維持したく、休館の日を2月の終わりに持っていきたくて、今回9月の議会の初めで議決をいただきたいと、今回説明させていただいたところです。よろしくお願いいたします。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件は終了いたします。

説明員を入れかえます。議員の皆様はこのままお待ちください。

続きまして、③中央共同調理場の民間委託についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

教育長。

○小竹教育長 引き続きでよろしくお願いいたします。

中央共同調理場、学校給食調理業務の民間委託ということでご説明をさせていただきます。

これも数年来、懸案になっておりましたけれども、鳥羽東中学校に隣接します中央共同調理場、この調理業務についての民間委託ということで、教育委員会のほうでも、ここ数年かけて議論をしてきたところでございますが、このたび庁議を経て、来年度、令和2年度4月から、この調理業務を民間に委託するという方向性につきまして決めていただきましたので、この場でご説明をさせていただきます。

担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○木下順一議長 学校教育課長。

○岩本学校教育課長 学校教育課の岩本です。よろしくお願いいたします。

資料をもとに説明をさせていただきます。

中央共同調理場の学校給食調理業務の民間委託について、市の施策として決定いたしましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、1番、経緯でございますが、鳥羽市では、これまで職員定数適正化計画、集中改革プラン、行政改革推進プログラム実施計画に基づき、離島校の調理業務の民間委託や長岡共同調理場の閉鎖に伴う中央共同調理場への統合、給食配送業務のシルバー人材センターへの委託など、民間活力の導入を図ってまいりました。

また、平成15年の職員定数適正化計画の中に、退職者の補充抑制として、現業職については原則不補充とするということがうたわれておりましたので、職員採用においては、現業正規職員の退職に伴う補充がない中、嘱託職員の採用等で対応してきたところです。

2番、現状といたしましては、鳥羽市の学校給食調理場は4カ所ありますが、そのうち3カ所の離島調理場は既に民間委託を行っております。

今回の中央共同調理場の給食調理と食器洗浄の業務は、平成30年度までは4名以上の正規職員の配置で市直営方式を維持してきました。昨年度末、正規職員1名が定年退職を迎えましたが、引き続き臨時職員として採用することにより、調理業務体制の維持を図りました。しかしながら、今年度末にはさらに正規職員2名が定年退職を迎えるため、来年度以降は、これまでの市直営での業務体制を維持することが困難となってまいりました。

資料につきましては、6ページのほうをごらんください。

中央共同調理場の職員数の推移でございますが、平成30年度までは4名以上の体制でございましたが、今年度、R1、令和元年度におきましては、3名体制ということになっております。ただ、先ほど言わせていただきましたように、正規職員の退職した1名が臨時職員として対応しておるとというのが現状で、もう現状のところ、いっぱいいっぱいのところとなっております。

正規職員4名ということでお話をさせていただいておりますが、調理場業務の中で大きな業務として四つございまして、一つが下処理、二つ目が主菜、三つ目が副菜、四つ目にアレルギー対応というふうになっておりますが、そこに正規職員を1人担当としてつけて、そのもつで嘱託、臨時の方々を補助的な役割として対応をさせていただいておるといふようなことから、4名体制ということを考えておるところです。

本文のほうの1ページの大きな3番、給食調理業務の民間委託化に向けた具体的な検討でございますが、今ご説明させていただいたような状況の中で、安全・安心な学校給食の維持、提供を行っていくためには、積極的に給食調理業務の民間委託を進めていく必要があるといふふうに考えました。

民間委託するとどうなるかということにつきましては、5ページの資料のほうをごらんください。横書きのものになります。

1番、給食センターで対応する学校につきましては、陸の学校全てでありますので、小学校5校、中学校3校、幼稚園1園の計9施設となっております。

学校給食の主な流れ、3番のほうをごらんください。

①献立の作成・決定、②食材料の選定購入・発注につきましては、今までどおり、市の責務でもって、栄養教諭のほうを実施いたします。

続いて、ドットで囲ってある部分でございますが、③の食材料の検収・調理・配食、それから最後の⑤センターにて食器洗浄・消毒・保管のこの2カ所につきましては、今回、民間委託をさせていただく箇所となります。

④の配送・回収につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、既にシルバー人材センターのほうに民間委託をしております。

次の各学校において給食・食育というところは、当然のことながら、従来どおり学校のほうで行うということで、今回の給食調理の民間委託によって変わるところは、ドットで囲ってある③、⑤の給食調理と食器洗浄・消毒・保管のみということでご理解いただけたらというふうに思います。

1ページのほうへお戻りください。

このような民間委託の必要性を感じ、その民間委託を行った場合でも、質の維持を図りながら学校給食を提供できるかということで、大きく4点について検討をいたしました。

1点目が、学校給食業務及び事務の効率化についてです。

①として、庶務業務の軽減ということで、教育委員会事務職員の事務処理や人員管理などにおいて、その事務が軽減されるということがわかってまいりました。

2ページへいきます。

その結果、事務局職員の事務の効率化が図れることにより、鳥羽が好きふるさと給食等の取り組みが充実できるということがわかりました。



②に、栄養教諭の業務のスリム化についてです。

民間委託することにより、食材の検収や作業工程表の作成等が削減されることから、今まで以上に地産地消を生かしたメニューの開発等が可能になるというふうに考えます。

③といたしましては、安定した人員確保についてです。

民間委託した場合、給食の調理内容や作業工程によって、委託業者が柔軟な人員配置が可能になることや、また調理員の休暇等による人員補充についても、近隣の施設から応援部隊を派遣するなど、安定した人員確保が可能になるということがわかってまいりました。

(2) 民間委託によるコストの削減ですが、①として、学校給食の継続的な合理化策によるコストの削減が見込まれるということがわかりました。先ほどご説明させていただきましたように、現業職の退職不補充の中で、ここ数年来、人件費のコスト削減に取り組んできたというところです。こちら先ほど見ていただきました6ページの資料のほうをごらんいただきますと、平成21年、長岡共同調理場が閉鎖され、中央共同調理場に統合された年ですが、正規職員7名いたところ、現在は3名ということで、この10年間で正規職員の人数も少なくなり、人件費のコスト削減に取り組んできたということがあります。

②に、市直営方式と民間委託の人件費の比較によるコスト削減でございますが、平成30年度の職員体制と民間委託試算との比較をしたところ、コストの削減が見込まれるということがわかりました。

(3) 安全・安心な給食の提供でございますが、①として、給食調理業務における衛生管理や危機管理体制の確立が、民間委託することによって強化されるということがわかってまいりました。

②について、食物アレルギー対応食の提供でございますが、こちらについても、従来どおり、栄養教諭が作成する指示書により、民間委託業者も対応が可能であるということで、現在と変わることはございません。

3ページへいきます。

(4) 非正規職員の継続雇用についてですが、民間委託業者に確認をしたところ、中央共同調理場で調理経験がある現調理場職員、嘱託職員や臨時職員の継続雇用を民間業者も望んでいることがわかりましたので、非正規職員の継続雇用も可能であるというふうに考えました。

これらのことを、とりまとめたのが、4ページの資料というふうになります。4ページの運営管理の状況と今後の体制の資料ですが、左側が平成30年度、右側が来年度、令和2年4月の民間委託を想定したものとなっております。

一番上の教育委員会事務局につきましては、所長と事務担当ということで、こちらに所長の兼務も含めて体制に変更はございませんが、先ほど説明させていただきましたように、右側にいきますと、衛生管理の徹底、事故対応、職員及び業務の管理等で軽減または一部軽減が図れます。民間委託業者との連絡調整という部分については、新たに業務として加わるということです。

続いて、中央共同調理場の中ですが、栄養教諭につきましては、現在、県費負担教職員として1名の配置がされております。こちらについては、来年度の変更はございませんが、業務内容として、右側に書かせていただきましたように、主な仕事のところですが、学校給食の管理・運営については一部軽減がされます。また、食に関する指導につきましては、業務のスリム化が図れることにより、より充実が期待できます。さらに星印ですが、事業者への給食業務調理指示書ということで、業者とは指示書によってやりとりをするということで、

そちらについては、少し業務がふえるということになります。

調理員におきましては、ここが今回委託する業務でございますが、右側見ていただきますように、調理業務委託ということで、職員体制を調理管理責任者、栄養士、調理管理副主任、厨房設備等管理担当者というような、役割を担う人の配置をお願いしたいというふうに考えております。この方々については、こういった役割を担うとともに、調理業務にも携わっていただきたいというふうに考えております。

また、他の職員につきましては、先ほどお話しさせていただきましたように、弾力的な運用が期待できるというふうに考えております。

最後に、給食運搬につきましては、現在と同様に、シルバー人材センターのほうへ委託をすることを考えておりますので、変更はございません。

すみません、3ページのほうへお戻りください。

以上のようなことから、給食調理業務の民間委託を実施した場合においても、今までどおり安全・安心な学校給食を提供できる、業務の効率化やコスト削減なども期待できると判断いたしましたので、令和2年4月より、中央共同調理場における調理業務の民間委託を実施したいというふうに考えました。

4番、今後のスケジュールにつきましては、きょうこの全員協議会でご説明させていただいた後、9月の議会において、補正予算として計上をさせていただきたいというふうに思っております。債務負担行為でお願いをする予定でございます。予算のほうを認めていただければ、10月に指名型プロポーザル方式による入札を実施し、11月に業者の決定・契約を行いたいと考えております。契約後は、先ほど申しましたように、現在の嘱託職員や臨時職員との条件提示等、交渉を始めたいと思いますし、保護者等関係機関への説明も実施したいというふうに思っております。

米印の1番ですが、委託業者の選定方式は、優良な事業者を選定すること等を考え、他の近隣市町の状況とも合わせながら、指名型プロポーザル方式を実施したいというふうに考えておりますし、事業の継続性から、3年間の長期契約を考えておるところです。

また、関係機関等への説明におきましては、契約が終わった後、市P連役員等へは直接説明をさせていただき、保護者等には文書配付による周知を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件は終了いたします。

鏡浦小学校統合について、教育長より少し報告があります。

教育長、お願いします。

○小竹教育長 引き続きで恐縮でございますけれども、先日、新聞の報道にもありました鏡浦小学校の令和3年4月の統合ということにつきまして、現状報告させていただきます。

鳥羽市の学校統合計画につきましては、平成27年11月に学校統合計画ということで発表させていただきました。その中には、鳥羽市独自で、中学校の場合は30名、小学校の場合は20名という独自の基準を設けて、それを下回る場合には統合の対象として検討に入るという項目を入れてございました。その27年当時ですと、鏡浦小学校は、その先ほどの基準の20名を割る予定が全くなくて、統合計画の中には具体的な名

前が挙がっておりませんでした。ところが、その統合計画の発表後の2年後、平成29年になりましたら、学校等の調査によりますと、3年後ぐらいに20名を割るだろうという数字が出てまいりました。

教育委員会としましては、統合計画にはないところでもございましたけれども、地元の方のご意見というかお考えを伺いたいということで、平成30年4月になってから、PTA役員のほうへ現状を説明させていただきまして、各30年、31年がこととしてございます、令和元年でございますけれども、児童ファースト、保護者ファーストということで、まず初めにPTAの役員会で投げかけをさせていただいた上で、個別に意見の徴取をさせていただきました。小学校の保護者はもちろんですけれども、保育所のほうにも行きましたし、個別にも意見を伺う中で、ほとんどの方が特に大きな反対なく、安楽島小学校への統合ということをやむを得ないのではないかという意見をいただきました。

最終的に3回、4回の意見交換会、説明会をしてきましたけれども、先日の7月、全保護者、鏡浦小学校、これは安楽島小学校にも現状通っておりますので、その子供たちの保護者、それから地域の町内会の方々、議員さんにも一部出ていただきましたけれども、その中で最終的な意見の調整をさせていただきました。その結果、特に大きな反対はないということで、令和3年4月の安楽島小学校の統合ということで、皆さんの同意を得たというふうに考えております。

もう一つ、追加、加えて申し上げますと、令和3年4月というところが何で区切りなのかということをお申しますと、現在、鏡浦小学校は3複式ということで、学級が三つあるんですが、令和3年4月になると複式が二つということで、学級数が二つ。こうなりますと、教員数が半減するということが国の基準でわかっております。そうなりますと、学校の運営上も非常に支障を来します。それから、保護者のほうも、それだけ小さくなってくるとしたら、安楽島小学校のほう、大規模な学校のほうを選ぶというふうな区域が、集落のほうにも数が随分多くなってきておりますので、その辺のことも説明させていただきまして、そのような結論に至りました。

今後なんですけれども、この8月の教育委員会で現状の話させていただきました上で、令和3年4月ということで、鏡浦小学校が統合する旨の方針を承認するというで決定させていただくと。それから、後に総合教育会議等で市長と協議・調整をして、決定事項について市長のほうの承認をいただくというふうな形になっております。議会の皆様には、それを経た後でまた改めてご報告させていただいて、承認をいただく形になるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、説明をさせていただきました。

○木下順一議長 今、教育長のほうから、鏡浦小学校統合について報告がありましたけれども、この件については、何か聞きたいことがあれば質問をお受けしたいと思います。いかがですか。

戸上議員。

○戸上 健議員 教育長の説明で、大きな反対はないということでした。小さな反対はあり、積極的賛成ということはないのでしょうか。

○木下順一議長 教育長。

○小竹教育長 逆にもっと早くならんかという意見があったぐらいです。もうこの学級で1人、2人の規模の中で、あくまで鏡浦小学校でという積極的な学校を残すという意見はありませんでした。

○戸上 健議員 結構です。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、説明員を入れかえたいと思いますので、議員の皆さんはこのままもう少しお待ちをください。

続きまして、④軽自動車税環境性能割導入に伴う非課税対象車両の規定の統一化についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

税務課長。

○勢力税務課長 税務課長の勢力です。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては、大変忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

税務課からご説明させていただく案件については、今度の9月開催予定の市議会会議に上程を予定しております鳥羽市市税条例の一部改正の概要について、概要を説明させていただきます。

今回の内容は、軽自動車税の環境性能割と種別割の非課税の範囲を追加するものですが、改めまして、軽自動車税の仕組みについてご説明申し上げます。

本日は、資料を1枚提出させていただいておりますので、そちらのほうをごらんになって説明させていただきます。

軽自動車税の改正については、平成28年3月議会等で改正を行っており、本年10月1日から施行されることとなっております環境性能割を種別割について説明させていただきます。

資料の上のところですが、令和元年10月1日から以前の自動車取得税が廃止され、こちらが環境性能割として導入されます。環境性能割とは、出ています自動車取得税が廃止され、自動車の燃費性能等に応じて、自動車の購入時に課税されるものです。皆さんご存じの自動車取得税というのは、自動車を買われたときに普通車、大型車、軽自動車全て県税として徴収されておりました。そういうものが、10月1日から、軽自動車分は名前は今変わって、軽自動車税環境性能割として、市税として課税されることとなります。これは、もう先ほど言わせていただいたように、平成28年の市税条例の改正の中にうたわれているところです。

ただ、この3行目のところですが、当分の間は今までどおりの徴収方法で、三重県が賦課徴収をしていただくこととなります。県のほうが賦課して、徴収して、市のほうに軽自動車税分を税として納めていただくこととなります。その分の手数料等の支払いは、今度発生してくることとなります。

続きまして、その下のほうですが、あと、もう一つすみません、こちらは、平成31年3月、日切れ法案のところに上程をさせてもらった案件なんです、この表の真ん中で大きく水色の枠で囲われています令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間、購入されたときについては、その性能に応じて税率が軽減される改正もさせていただいておりますので、報告だけさせていただきます。

続きまして、その下の軽自動車税のところ、これについては、種別割というものなんです、矢印で書いてあるように、10月1日から軽自動車税種別割という名前が変わります。単純に名前が変わっただけというふうにご理解いただければ結構なのかなと思っておりますが、こちらについては、令和2年4月1日の課税

の対象から種別割という名前で課税をさせていただきますが、課税の税額等の変更はございません。

これを踏まえて、鳥羽市市税条例を改正しておりますが、一部、日本赤十字社が購入したときに係る上の段の環境性能割というところの非課税の範囲が、県のほうは示されているんですが、今度10月1日以降、仮に軽自動車を買われたときに発生する環境性能割の非課税の範囲が明記されておりませんので、この9月の議会にそこを追加して上げさせていただきたいというふうに予定しております。

それに伴い、下の軽自動車税についても、現在、鳥羽市市税条例で、医療用に係るものについては、非課税の範囲にはさせていただいておるんですが、環境性能割、こちらが県と同じような内容のものの非課税の範囲に拡大したいということで、それもあわせて追加で変更する予定でおりますので、きょうのご説明とさせていただきます。

参考までに、対象車両は1台もございませんので、それだけ申し添えておきます。

以上、説明とさせていただきます。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件は終了いたします。

冒頭、局長からも説明があったとおり、本日は聞くだけにとどめていただいておりますけれども、9月の議案質疑や委員会で活発な議論をしていただきたいと思います。

それでは、説明員を入れかえます。議員の皆様はこのままお待ちください。

続きまして、⑤定期券の改札に係る対策についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

定期船課長。

○世古定期船課長 こんにちは。定期船課の世古です。

追加で上げさせてもらった報告のほうを、私のほうから報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

去る7月23日の中日新聞伊勢志摩版に掲載をされた記事のことで報告をさせていただきます。

さきに提出をさせていただいております資料のほうをごらんください。

これが、中日新聞に掲載をされた件数の内訳になるんですけれども、平成27年に1件、28年度で2件、30年度で2件、令和元年度で現在のところ1件というふうになっております。航路はその内訳表のとおりです。

○木下順一議長 ちょっと課長、待ってね、タブレット、ちょっと探しています。

皆さん、入っていますか。

(「確認できていますよね」の声あり)

○木下順一議長 課長、お願いします、続けて。

○世古定期船課長 順に……

○木下順一議長 更新してみてもないか。課長、ちょっと待ってくださいね。

(「更新していないん違うか」の声あり)

○木下順一議長 どうやってするの、更新。

議員の皆さん、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 課長、すみません、続けてどうぞ。

○世古定期船課長 はい。

航路でありますとか、定期の種別でありますとか、定期券有効期間ということ等、内訳表につきましては、ごらんいただきたいと思います。

この定期券の有効切れに伴って、改札の強化ということで報告をさせていただきたいと思います。

その一覧表の下のところに、定期乗船券に係る改札等の対策についてということなんですけれども、この記事が掲載される前から、一応、佐田浜のほうで改札の強化ということで、通路を狭くさせていただいて、定期券の提示を求めています。

2点目ですけれども、各町内会へ定期船課のほうで作成をしたお願いの文書を、町内だよりの掲載でありますとか、あと町内会の回覧でしていただくように、7月25日にお願いをさせていただいているところです。

3点目につきましては、その定期船課からのお願いの文書を、ターミナル内にありますとか各船、あと離島の待合所のところに掲示をさせていただいております。また、棧橋についても、同じ文書を掲示させていただいているところです。

あと、4点目なんですけど、課内において効果的な防止策等ができないかということも協議中でありまして、そのことにつきましては、船員の皆さんについても周知をさせていただいて、防止対策決定後には協力をしてもらうように依頼済みであります。

1行あいてですけれども、定期券の販売の発行している名簿でありますとか、あと定期券の半券というのを事務所のほうで管理をしています。このことから、例えば更新をしていない方の利用につきましては、棧橋業務員でありますとか船員と連携をして、利用状況、もう定期券切れた後に、例えば回数券を使っているのか、普通乗船券を買って、購入して利用しているのかという確認を行っております。

最後に、定期券の期限間近、また期限当日に定期券を更新される方につきましては、定期券のご利用についてという文書を新しい定期券に添付をさせていただいて、定期券の期限切れを防ぐために注意喚起をしているところです。これはちょっと定期になりますけど、こういった取り組みを行っております。

以上です。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見やご質問がございませんか。

濱口正久議員。

○濱口正久議員 すみません、何点かちょっとお聞きしたいんですけれども、これ今までも、私も定期で乗船する場合、見せていて、チェックされていると思うんですけれども、それが今回起こった原因というのはどこにありますでしょうか。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 うちも極力、確認する場所というのは佐田浜にあると思うんですけれども、佐田浜のほうで棧橋業務員の方が定期の提示を求めて確認をしているところですけれども、きちっと見せてくれる方もいれば、

見せてくれない方もみえる場合もありますので、それが一部確認ができなかったということが、今のこういう期限切れの発生につながっているのかなというふうに思っております。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 今後の対策については、徹底してチェックをしていくということでよろしいでしょうか。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 この件がありましてから、佐田浜のほうにつきましては、先ほど説明させてもらったとおりなんですけれども、少し改札する通路を狭めて、1人が通れる程度の広さにさせていただいて、あと定期券の提示を求めているところです。こういったことを、多分すぐにこれが強化、この取り組みが効果を得るかというのはちょっとわかりませんが、離島の皆さんの意識を変えていくためにも、根気よく取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 以前から定期は見せていただくようにということで、何度か周知はされていたと思うんですけども、それでもやっぱり見せてくれなかったりとか、こういうような不手際が起こったということですね。これは行政側にも責任があるかと思うんですけども、それを今後はしっかりと徹底していくということでよろしいんですね。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 それは確かに行政のほうも責任はあるかと思っておりますので、繰り返しになるんですけども、そういった取り組みを続けて、そういったことがないようにしていきたいなというふうに思います。

聞き取りをしていますと、この提出をさせてもらった資料にもあるんですけども、この種別でいきますと、通勤と通学でどちらが多いのかと言えば、通学が多いんですね。何かやっぱり学生さんがうっかりして忘れておったとかというのもあったりとか、中にはもう買ったから、もう私は例えば3カ月間、6カ月間というのは有効なんで、別に定期券を見せなくても改札通れるんやみたいな風潮もあるみたいですので、そういったところも改めていきたいなというふうに思っております。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 すみません、1点お聞きしたいんですけども、夏休みとかの期間で定期券を使わずに乗った場合、そのときは定期を更新せずに、例えばその都度、乗船券を購入して、改めて学校が始まってから定期を購入するというパターンでもよろしいのでしょうか。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 それはそれで有効になりますので、大丈夫です。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 今回のこの何件かありますけれども、請求乗船日数というのはどのような形で聞き取り、これは自己申告でしょうか。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 本人さんに聞き取りをさせていただいて、切れた日が発生したまでの分でどれだけ乗ったかというのを聞き取りをさせてもらったのが、この請求乗船日数ということになります。これもう皆さん、学生

であろうが、通学の方であろうが、同じようにさせてもらっています。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 6件のうち、聞き取りなされたということですがけれども、悪質なケースはあったのでしょうか。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 悪質かどうかというのは、すみません、ちょっと私のほう、どこが悪質で、どこが悪質でないかというのは、基準というのが難しいのかなというふうに思いますので、うっかりしたというのもありますので、その線引きが難しいので、ちょっと答弁が難しいなと思います。申しわけないです。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 聞き取りして、これはもう悪質だという判断はなかったというわけです。わからないということですが。

にもかかわらず、これ課徴金で2倍だから、払う額は3倍ですわね。先ほどの説明聞いておると、きちんと確認していなかった、定期船課のほうにも、僕は問題は皆無だったとは言えないと思うんです。となると、規則だと思うんだけど、規則どおり課徴金をかけると。やっぱりうっかりミスが大半だというふうに思うんですよ。悪質であれば、民間の鉄道会社でも、それはこの課徴金かけるというのは当然なんだけれども、そうでない離島の島民に課徴金までかけて、上の子の場合には5万8,000円でしょう。それはいかなものかと、僕は思うんですよ。

だから、これきちんと確認しなかった定期船課職員も、七三なら七三で非があるというふうに認めるのであれば、これだけ全部規則どおり、うっかりミスのものが金払えというのは行き過ぎじゃないかと、僕は思うんですけども、僕の感覚が間違っていますか。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 システム上、例えば電車でありますとかというのは、ICカードであったりとか、切符でも機械を通してということができると思うんですけれども、私たちが運営させてもらっている定期航路というのは、そういったことができない状況であります。例えば、導入しても、栈橋にそういう機械を置くと、塩害ですぐ機械が壊れてしまったりとかということもあって、あと船内にそしたらカメラをつけたらどうかというふうなこともあると思うんですけれども、その辺が難しいところだと思うんですけれども、やはり定期乗船券が期限切れて、1日ぐらいやったら、それは仕方がないかなという人情が出るかもわかりませんが、それ以降、例えば一月だったりとか二月、1週間であっても乗っているということは、たとえうっかりであっても、それはもし持っていなかったら切符を買うということもできるわけですので、その辺で、うちは海上運送約款に基づいて、これ請求させてもらっているんですけれども、それに基づいて請求をさせていただいているということで、すみません、ご理解をいただきたいと思います。

○戸上 健議員 わかりました。

○木下順一議長 他にございませんか。

瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 一つお伺いをいたします。

答志、離島どこでも結構なんですけれども、例えば3カ月定期を買くと、お幾らぐらいの費用負担になるの



かとかというのが、もしわかれば教えていただきたいんですけども、例えば答志やと、3カ月間の定期を買うと幾らで買うのかなというのが、ちょっと素朴な疑問なんですけれども。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 3カ月定期が幾らになるかということですか。すみません、今ちょっと持っていないんですけども、答志だったらもう3カ月で5万数千円になりますね。6カ月ですと10万6,000円だったと思いますので。

(「正久議員、持っておるん違うの」の声あり)

○木下順一議長 持っておるの。

(「すみません」の声あり)

○木下順一議長 正久議員。

○濱口正久議員 私、鳥羽と答志の定期乗船券、3カ月持っていますけれども、3カ月ですと5万5,410円です。

○木下順一議長 ということです、瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 5万円何がしの金額であると。

今回、答志線の場合やと、大体3カ月ぐらい切れている方で4万円何がしであると。解決方法としては、規定にはいわゆる課徴金をかけて、ペナルティーだよという解決策をとりなさいというような規定になっているということは存じ上げておりますけれども、市民感情からいけば、費用負担でいけば3カ月間の定期を買えばよかつたのであれば、うっかりミスで忘れていたのであれば、3カ月間の定期を買うという方向にしてもらえばいいんじゃないのかというようなことも単純に思えるんですけども、なぜそのようにされなかったのかなというのがありまして。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 3カ月の定期を購入したらいいじゃないかという質問だと思うんですが、定期は継続をしてとか、例えばその有効期限が切れている前、2週間前から継続して、例えば3カ月であったり、6カ月という定期券を購入できます。ただ、有効期限が切れた後に継続してというのは買えませんので、やっぱりその期限が切れた後の購入するまでは、もう運送約款にもその運賃とその運賃の2倍の分を申し受けるというふうに規定になっていますので、3カ月の分で購入してもらおうということにはならないです。

○木下順一議長 よろしいですか。

瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 ということは、後からは購入できないということですかね。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 後からというか、自分がまたそのときから使うのに、ここから、きょうから1カ月、3カ月、6カ月を購入するということはできます。ただ、さかのぼって購入することはできません。

○木下順一議長 他にございませんか。

浜口一利議員。

○浜口一利議員 この件については、一番あかんのはやっぱり本人であって、これは仕方ないことなんですけれ

ども、それをここで定期船改札、対策を打ち出してはいますけれども、一番基本的になるのは、課長も先ほどから言っているとおり、定期船の提示するということが、やはりこれを確認しなかったというのが一番あかんことやもんで、今まででもそれが一番義務づけられているのにできなかったというのも1点あるし、これから幾ら改札の対策についても、それを徹底しないとまたこういうことが起こるといことなんで、これについては、そのあたりをきっちりやってほしい。ただ、それだけで解決できると思うんですけども、私も4年間ずっとやっておったけれども、必ず見せておったけれども、それが基本ということで、それは徹底してほしいと思います。

以上です。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 その基本を離島の皆さんにわかっていただけるよう、理解していただけるように、この期間だけじゃなくて、これからずっとそういう取り組みに根気よく努めていきたいと思っています。

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 何点か質問させてもらいます。

まず、今回、全員協議会で報告を受けましたけれども、まずいかなのは、マスコミに公表されて、まあいうたら議員の中でそういう情報というのが得られていないというのも、一ついかんことやと思うんですわ。そういうことが起こったときに、必ず議会にも、議長、副議長にも報告をされておるのかもわかりませんが、しっかりと報告をしていただきたいというのが一つです。これは、住民がこの新聞を見て、議員は何しておるのやと。反対に、執行部側が起こしたことなのに、議員が悪いような形で伝わってきおるといことでもありますので、今までもいろんなことが起こっていますけれども、議会事務局の局長がいろいろ配慮いただいて、事前にいろんな報告を受けたりとかして、その間で今回のようなことが起こっても、時間がたつと冷静に判断できるということがありますけれども、いきなりこういうことでやられると感情的にもなりますし、できたら瞬時に報告をいただくというのが、ひとつお願いしたいといところですよ。

それと、もう一つよろしいですか。

○木下順一議長 はい、どうぞ。

○南川則之議員 これは、先ほど戸上議員も言われていたんですけども、本人も当然そういう悪質、悪質でないにかかわらず、いかんことはいかんことなんやけれども、本当に公共のそういう運営といことことで、本当に鳥羽市全体がしっかりせないかんと思うんですわ。課長、今報告されて1人で来ていますけれども、私は議会に対しては、やっぱり市長、副市長がきちっと来て、きちっとした説明と今後の対応といものをしていかないかんと思うんです。それはなぜかといこと、日ごろ、課長会議でも、私ちょっといろいろ課長会議の資料も情報公開させてもらったんですけども、職員に対して、三重県でやっておる五つの心得を持ってやりなさいとか、いろいろ言いながらやってきております。そんな中で、まだ統一化されていないといことでもいかんことやと思いますんで、やっぱり行政が運営する限りはきちっとせないかんといところがあつて、こないいただいた資料でも、27年から毎年のように起こっておるといのはあかん話やと思いますので、しっかりと対策を練ってくれるように、再度要求したいなと思います。

それと同時に、課長1人で来られていたんですけども、本当は運航管理者とか、きちっとその運航に対し

ては管理者を置いてやっておるわけですから、そういった人のきちっとした対応というのもせないかんとお思いますので、課長1人に非があるような感じで受けられるといかんというのが一つ感じておりますので、鳥羽市全体の市全体で対応をしていくところを徹底してほしいなとお思います。

それと、先ほど課長言われたように、人的にはなかなか限度があるという話があります。それと同時に、先ほど塩害の話をして、機械的なのという話があったんですけども、私は切符でも定期券でも、簡易的にそれをバーコードか何かでチェックするというのは、簡易的な方法もあるかなとお思いますので、積極的にそういう機械の導入とか、そんなも今後は考えてほしいなとお思いますので、また検討してほしいなとお思います。

以上です。

○木下順一議長 定期船課の名誉というか、そのためにちょっと一言だけ言うと、正副議長には説明もありましたし、新聞社が来たんで、次の日に新聞に載るかもなというような報告も受けたんで、きょうこういう説明会を開かせていただいたという経緯もございますので。

他にございませんか。

(「いいですか」の声あり)

○木下順一議長 すみません。

副議長。

○山本哲也議員 ちょっと確認をさせてもらいたいなと思うんですけども、例えば離島の出発、大体離島から通われている方が多かったりするんかなと思うんですけども、朝一の便とかで離島を出発する段階で定期が切れておった場合は、離島の出発点で定期の購入は可能ですか。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 定期券は佐田浜でしか売っていないですね。

○山本哲也議員 のみですよ。

○木下順一議長 副議長。

○山本哲也議員 仮にその帰りの便が鳥羽から出る便、あした切れるなと思っておって、最終便に乗った場合、最終便でしか帰ってこれへんだ場合は、あしたの分の定期は佐田浜で購入することは可能ですか。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 あしたの分ということですよ。前日にということですよ。

○山本哲也議員 はい。

○世古定期船課長 それは、佐田浜に、例えば離島からこちらへ、本土側へ来たときに、例えばもう1カ月分の料金等を申し出ていただいたら、こちらのほうで、もう佐田浜のほうで準備させていただきますので、その辺は融通がきくようにしています。

○山本哲也議員 きちんとできておるといことですか。

○世古定期船課長 はい。

○木下順一議長 よろしいですか。

○山本哲也議員 はい。

○木下順一議長他にございませんか。

(「議長、1点だけお願いできますか」の声あり)

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 今回、その定期についてのこういうことやったんですけども、普通の切符についてそういうことがあるかないかというところはどうか。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 その切符を渡さんとということですかね。これは、ないというふうには言えないところはあろうと思うんですけども、そういうことがないように対処をさせていただいたりとか、あと手売りの切符なんかも、もう向こうのほうで日付印を押して、例えば2日間有効ですので、それ以上使わへんとかというような取り組みはさせていただいています。

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 そういうことも考えられることがあるということで、今後、強化をしてほしいなと思います。以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。

河村議員。

○河村 孝議員 1点だけ。

一利議員が言うたように、今後が大事やと思うんですよ。人間同士のことなんで、ミスは当然あるという話で、今後どういうふうにしていくか、課内において効果的な防止対策を協議中というふうにあるんで、それを所管の委員会、もしくは正副議長なりに協議をして、こういう形で進むという報告はしていただけるんでしょうか。

○木下順一議長 定期船課長。

○世古定期船課長 させていただこうかなと思います。

○河村 孝議員 以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

説明員を退席させますので、議員の皆さんはそのままお待ちください。

長時間すみませんが、続きまして、協議事項2、議会からの報告事項についてであります。

①その他であります。新たな過疎対策法の制定を求める意見書について、事務局長に説明をさせます。事務局長。

○清水事務局長 それでは、ご説明いたします。

資料の新たな過疎対策法の制定を求める意見書の議決についてという文書をごらんください。

三重県ふるさと振興協議会より、7月10日付の文書で、新たな過疎対策法の制定を求める意見書の議決についてという依頼が来てございます。

内容としましては、過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月末に失効することから、引き続き総合的な過疎対策が実施されるよう、新たな過疎対策法の制定を要望するものであります。

鳥羽市過疎地域自立促進計画を鳥羽市においても策定し、過疎対策事業に取り組んでいることから、一度、全員協議会で協議したほうがよいのではないかと、議長からご提案がございました。そこでご協議いただき、意見書を発議することになりましたら、発議する議員を決定いただき、9月の会議で上程したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○木下順一議長 事務局長の説明は終わりました。

今回の意見書について、いかがいたしましょうか。

世古議員。

○世古安秀議員 令和3年3月に、これ過疎対策法がもう終わるといふうな状況ですね。ぜひ鳥羽市も、もう今2万人を切って、1万8,600人ということで、どんどん人口減というところもありますし、市においては、過疎債というふうな、そういう補助金をもらって事業も実施しているところも十分恩恵を受けていますので、ぜひこれは鳥羽市議会としても、意見書を提出する必要があるのかなというふうに思います。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「もう一点」の声あり)

○木下順一議長 はい。

○世古安秀議員 意見書を出す場合には、提出者と賛同者要りますので、これは総務民生の所管というか、そういうところになりますので、私とそれから総務民生の委員で、委員の中から賛同いただいて、提出をさせていただいたらどうかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○木下順一議長 今、世古議員のほうから、総務のほうで発議していただくというようなご意見でしたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局長。

○清水事務局長 今、総務民生の委員ということですが、坂倉広子議員だけは、議会運営の委員長でございますので、議会の運営に関する基準の中で、正副議長と議会運営委員長はならないということになっておりますので、その他、除く方であればオーケーでございます。

○木下順一議長 それでは、もう世古議員が発案者として、あと総務のほうの委員で、9月議会で発議をしていただくようお願いしたいと思います。

この件は終了いたします。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして、全員協議会を散会いたします。

お疲れさんでした。

(午前11時17分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年7月30日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一